

8 / 16 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 8月16日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	稚内保健所管内における手足口病警報、ヘルパンギーナ警報及び水痘注意報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	実施日時 月 日 () 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	稚内保健所管内の定点医療機関における患者報告数が、それぞれ1定点あたり1週間で、手足口病は5人以上、ヘルパンギーナは6人以上、そして水痘（いわゆるみずぼうそう）は1人以上となり、まん延防止のため、手足口病及びヘルパンギーナについては警報、水痘については注意報を発令します。		
参考	手足口病の前の警報は平成30年11月26日、ヘルパンギーナの前の警報は平成29年9月12日に発令しています。 水痘の前の注意報は令和元年(2019年)8月2日に発令しています。		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 (場所) 同時レク		
担当 (連絡先)	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所） 連絡先：健康推進課長 志子田 結花 0162(33)3702（ダイヤルイン） 内線3630		

手足口病の流行について（警報）

令和元年(2019年)8月16日(金)15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 志子田 結花

0162-33-3702

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第32週(令和元年(2019年)8月5日～11日)において、稚内保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数は、警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の感染予防

手足口病の感染予防には手洗いが有効です。特に保育施設など乳幼児が集団生活を行う場所では、集団感染が起こりやすいため、手洗いのほか、排泄物等を適切に処理するよう努めてください。

2 手足口病とは

手足口病は、口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る、コクサッキーやエンテロウイルスの感染によって起こる感染症です。

子どもを中心に、主に夏に感染します。

ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、まれに中枢神経系の合併症が出る場合がありますので注意をする必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

最近5週	第28週 (R1/7/8~14)	第29週 (R1/7/15~21)	第30週 (R1/7/22~28)	第31週 (R1/7/29~8/4)	第32週 (R1/8/5~11)
稚内	1(0.50)	0(0.00)	4(2.00)	6(3.00)	24(12.00)※
全道	475(3.44)	643(4.66)	1,166(8.45)	1,912(13.86)	—
全国	40,139(12.67)	38,121(12.03)	42,576(13.44)	33,329(10.54)	—

※第32週の患者報告数は速報値。

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<手足口病の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	5	2

ヘルパンギーナの流行について（警報）

令和元年(2019年)8月16日(金) 15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 志子田 結花

0162-33-3702

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第32週(令和元年(2019年)8月5日～11日)において、稚内保健所管内の定点当たりのヘルパンギーナ患者報告数が、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例(不顕性感染)も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを励行するとともに、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2 ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏季に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染(糞口感染)し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともにのどの奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、2～4日で症状は落ち着きますが、熱性けいれんやのどの痛みによる食欲不振・脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心筋炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

(表示は「報告数(報告数/定点)」単位：人)

最近5週	第28週 (R1/7/8~14)	第29週 (R1/7/15~21)	第30週 (R1/7/22~28)	第31週 (R1/7/29~8/4)	第32週 (R1/8/5~11)
稚内	0 (0.00)	1 (0.50)	0 (0.00)	2 (1.00)	13 (6.50)※
全道	75 (0.54)	102 (0.74)	179 (1.30)	309 (2.24)	—
全国	9,161 (2.89)	8,043 (2.54)	9,435 (2.98)	7,750 (2.45)	—

※第32週の患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナの流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/610/data.html>)

4 ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

【ヘルパンギーナの警報レベル】

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	6	2

水痘の流行について（注意報）

令和元年(2019年)8月16日(金) 15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 志子田 結花

0162-33-3702

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第32週(令和元年(2019年)8月5日～11日)において、稚内保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 発令基準

《発令基準》 注意報～1定点あたりの受診患者数が1週間で1人以上の場合
警報～ 〃 2人以上の場合
※ 警報発令後は1定点あたりの受診患者数が1人以上の場合、警報を継続。

警報とは大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。また、注意報とは、流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。

2 最近5週の定点医療機関からの報告(表示は「報告数(報告数/定点)」)

最近5週	第28週 (R1/7/8~14)	第29週 (R1/7/15~21)	第30週 (R1/7/22~28)	第31週 (R1/7/29~8/4)	第32週 (R1/8/5~11)
稚内	2(1.00)	1(0.50)	2(1.00)	0(0.00)	2(1.00)※
全道	45(0.33)	36(0.26)	29(0.21)	22(0.16)	—
全国	1,180(0.37)	875(0.28)	1,037(0.33)	867(0.27)	—

※第32週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html>)

3 水痘の予防について

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

4 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経た後に発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。